

長野工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

平成26年9月18日制定

令和2年7月6日改定

令和6年5月2日改定

令和7年5月8日改定

長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）、並びに独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和7年4月1日。以下「機構ポリシー」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン（令和2年4月30日理事長裁定。最終改定令和7年4月1日。以下「機構ガイドライン」という。）を踏まえ、本校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「長野工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「学校いじめ防止等基本計画」という。）を定める。

1. いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

また、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断する。

（2）いじめの禁止

学生はいじめを行ってはならない。（法第4条）「いじめは絶対に許されない」という姿勢のもと、本計画にのっとり厳正に対処する。

（3）基本理念

- 1) いじめの防止等のための対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

- 2) いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、学校、家庭及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4) 教職員は、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行う。

(4) 学校及び教職員の責務

- 1) 本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する学生の独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）、児童相談所及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2) 全ての教職員は、学校いじめ防止等基本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3) 校長は、自らが学校がいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- 4) 全ての教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。
- 5) 教職員が、いじめの疑いのある行為を知り得た時には、集団守秘の考えのもと、必要な範囲で情報を共有し、本校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

(5) 学校いじめ対策委員会

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置し、学校いじめ対策委員会は、その役割・機能を果たすよう定期的に開催する。

なお、学校いじめ対策委員会に関する必要事項は、別途定める。

2. いじめの未然防止

(1) いじめ防止プログラムの策定

学校いじめ対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

(2) 教職員の指導力向上

本校の教職員に対し、いじめ防止プログラムに基づき、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。研修などを通じ、いじめに関する指導上の留意点などに対する理解を深め、対応力の向上等に努めるものとする。

(3) 人権意識、道徳的実践力の向上

学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育及び体験活動等の充実を図る。また、いじめ防止や人権教育の充実等とともに、自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成するための指導を行う。

(4) 家庭や関係機関との連携及び学生が自主的に行う活動への支援

学校に在籍する学生の保護者等やその他の関係者との連携を図りつつ、“いじめの防止”に資する活動であって学生が自主的に行うものに対する支援、学生及びその保護者等並びに教職員に対する“いじめを防止すること”の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。学生が自主的に行う“いじめの防止”に資する活動について、学生会または学生の任意団体等と連携し、その活動を支援しいじめの未然防止を図る。

3. いじめの早期発見

(1) 日常生活における教職員による観察や情報交換

- 1) いじめの早期発見の第一歩は、日常生活や授業時間中における教職員の観察、気づきが重要である。学生のささいな変化に気づいた場合、科（系）会や学年会で情報を共有し、学生理解に努める。

- 2) 学校いじめ対策委員会は、いじめ防止プログラムに基づき、学生に対し定期的なアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。
- 3) いじめを発見した場合、情報を一人で抱え込むことなく学校いじめ対策委員会と情報を共有し、そのための「報告・連絡・相談」の体制を整える。

(2) 個人面談等の実施

学校におけるいじめを早期に発見するため、担任や指導教員による個人面談等を通じ、学生の生活実態等について、きめ細かに把握する。

(3) 相談体制の整備や相談機関の周知

- 1) 学生及びその保護者等並びに教職員がいじめに係る相談（以下「相談体制」という。）を行うことができる体制を整備する。相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- 2) 学校内外の専門家の活用を図って校内の相談体制を整備するとともに、学校以外の相談窓口等についての周知広報を継続的に行なう。

(4) 早期発見・対処マニュアルの策定

学校いじめ対策委員会は、(1) から (3) までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知する。

4. いじめに対する対応

いじめの通報を受けたときその他学生がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を機構に報告する。

いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、絶対あってはならない。

事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校いじめ対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者等に対する助言等を継続的に行う。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応、事実調査

- 1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめと疑われる行為がある場合は、早い段階から関わりを持つ。
- 2) いじめを受けた学生や通報者の安全を確保する。
- 3) 学生や保護者等からの相談や訴えに対し真摯な対応を行う。
- 4) 調査を通じ、迅速かつ正確に事実関係を把握するとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

(2) 組織的対応

- 1) いじめを発見し、又は相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策委員会へ報告し、学校いじめ対策委員会を中心としていじめの事実の有無の確認を行う。
- 2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携してこれに対処するものとし、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。
- 3) すでに本校に籍を置かない者又はその保護者等から、本校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合も、本項に準じて対応する。

(3) いじめを受けた学生やその保護者等への支援

- 1) 心のケアや授業等における柔軟な対応等を行い、いじめから守る。
- 2) 家庭訪問等により保護者等へ正確な情報を確実に伝え、今後の対応等について情報共有を行う。
- 3) いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・知人・教職員等と連携し、いじめを受けた学生に寄り添う体制を作る。状況に応じ臨床心理士など外部専門家の協力を得ることとする。
- 4) 必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(4) いじめを行った学生やその保護者等への助言

- 1) いじめたとされる学生から事情聴取を行い、いじめが確認された場合、学校はいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 2) いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等の連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- 3) 保護者等へ正確な情報を確実に伝え、継続的な助言を行うこととする。
- 4) 本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者等と共有するための措置を講ずる。

(5) いじめを行った学生への懲戒

学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加え、当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行う。

(6) 継続的な指導

いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

5. インターネット等のいじめへの対応

学生及びその保護者等が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

対応については、基本計画にのっとり、特殊性を鑑みて下記のとおりとする。

(1) 未然防止

学生に対しての情報モラル教育を推進する。

インターネット（以下「ネット」という。）の特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めなければならない。また、学生の所有するパソコン、携帯電話等を管理する保護者等との連携が不可欠であり、保護者等に対しての啓発活動をする。

(2) 早期発見

携帯電話・スマートフォン等の使い方の変化など、いじめを受けた学生が発するサインを見逃さないよう、保護者等との協力関係が重要である。また、学生および保護者等から提供された情報を活用する。

(3) 早期対応

ネット上の不適切な書き込み等については、情報の拡散性、流出情報の回収困難さから、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局等と連携することとする。

6. 重大事態への対処

いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

重大事態は、機構ポリシー第16に基づき対応することとし、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、学校の下に組織を設け、機構の承認を得たうえで、機構ポリシー第16記載の「重大事態調査」を行う。

7. 実効的なPDCAサイクルの確保

学校いじめ防止等基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

また、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページにより公表する。

8. 学校いじめ防止等基本計画の周知

学校いじめ防止等基本計画は、「いじめ防止プログラム」に基づき、学生及び学生の保護者等に周知するとともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページにより公表する。